

第2回 古物営業の有り方に関する有識者会議

1 日時

平成29年11月6日（月）午前9時55分から午後0時5分まで

2 場所

中央合同庁舎2号館5階第17会議室

3 有識者委員

飯岡 雄一	全国古物商組合防犯協力会連合会会長
関 聡司	楽天株式会社執行役員渉外室ジェネラルマネージャー
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
野坂 英吾	一般社団法人日本リユース業協会会長
福井 昂	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構理事・事務局長（欠席） （代理出席：若松 修 特定非営利活動法人全国万引防止機構理事・普及推進委員長）
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授（座長）

4 警察庁出席者

山下 史雄	生活安全局長
小田部 耕治	長官官房審議官（生活安全局担当）
後藤 和宏	生活安全局生活安全企画課長
大濱 健志	生活安全局情報技術犯罪対策課長

5 議事概要

(1) インターネット事業者からのヒアリング

株式会社メルカリ及びヤフー株式会社における取組について、ヒアリングが行われた。

(2) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(3) 自由討議

有識者委員の主な発言は以下のとおり。

ア 都道府県ごとの許可制度について

- 現行の許可制度では、古物商が新たな都道府県に営業所を設ける場合には許可申請が必要となるが、許可申請中に、出店準備が終わった後で2週間程度、許可がおりるのを待っているような期間が生じてしまっている。この期間の機会損失と許可申請に係る費用を勘案して、一度許可を受けた場合に、他の都道府県では届出で済むこととなった場合の経済効果を試算すると、全国で年間6億から12億円程度の経済効果が見込めるのではないかと考えている。

- 更新制を採用しない場合、許可を行う際の最初の1回だけ又は問題が起こったときにだけ立入り検査をするのではなく、事後的に、適宜の時期に、立入り検査をするという方が、効果的なのではないか。
- 許可を受けた都道府県以外に、新たに営業所を展開する場合に、届出で済むという形になれば、非常に利便性が高まり、営業を開始するまでの期間も短くなる上、大きな問題はないと思う。
- 古物商には、法的には様々な義務が課せられているので、古物商をどのように監督するかということが問題であり、許可を出すとき又は届出を受けたときに、都道府県公安委員会がきちんと申請又は届出の内容を確認できるようにする必要があると思う。
- 許可制か届出制かにかかわらず、古物商には法的な義務が当然あり、その義務が確実に果たされているかということ、どう担保していくのが問題である。

イ 営業の制限について

- 営業の制限が緩和された場合には、買取り機会が増えるので、リユース市場の規模を勘案すると、年間62億円程度の経済効果が見込まれるのではないかと考えている。
- 営業の制限が緩和されることによって、消費者にとって身近な場所で不用品を買い取ってもらえるようになることから、利便性が上がるとともに、廃棄されるもの等の削減等にも効果が見込まれるのではないか。
- 営業の制限を緩和し、買受けの日時及び場所をあらかじめ都道府県公安委員会に対して届出を行うとした場合、かなりの頻度で届出を行う必要が生じてしまうのではないか。
- 買受け予定の場所が変更になった場合、正確性を保つために、その変更をまた届け出なければならぬとすると、相当の手間と、行政コストが発生してしまうのではないかと懸念するので、その点、実務をしっかりと勘案する必要があるのではないか。
- 買受け場所においては、標識の掲示等を行って、消費者にどのような企業・団体なのか明示することは、当然に必要である。
- 届出が煩雑だとか、頻度の問題という話が出たが、古物営業法が制定された際に営業の制限が設けられたのは、不正品を流通させないためであるのだから、届出を行うことは、古物商として当然のことである。
- 思いついたように、明日ここで買取りをやるとかいうようなことであれば、それに対して届出を緩くするという必要は全くなく、古物商として事業を行う以上は、きちんと計画して進めるのが当たり前であり、そうでなければ、一般の消費者に対して不正を働く可能性があるのではないか。
- イベント会場において買受けを行えるようにするのであれば、買受けの日時、場所を届け出ること必要であると考える。
- 百貨店等のイベント会場と同じようなイメージで、マンションのエントランスで買受けを行えるようにした場合に、届出が必要ということであれば、届出

のためのコストは膨大になると思われるので、古物商の負担を考慮した上で、制度設計していただきたい。

- マンションのエントランスで買受けを行う場合は、必ずマンションの管理組合との話合いがあり、また、デパートで買受けを行う場合には、デパートとの折衝が必ず必要になるので、買受けの届出はその一環として行うべきである。
- マンションのエントランスというのは、誰でも自由に入出りができる場所に近いところだと思うので、そこに住んでいるふりをして買受けをさせるといったようなことを防ぐという観点から、マンションのエントランスで買受けをする際には、本人確認及びそこに確かに住んでいるという確認をきちんとする必要がある。
- 許可ではなく、届出を受けた都道府県公安委員会が、届出によって古物商の営業所を把握して監督していくという考え方にすると、届出の重要性が高まったと見ることもできるのではないか。このような仕組みにするのであれば、届出という手続は、コストはかかるのかもしれないが、非常に重要なものになるのではないかと思う。
- マンションのエントランスをイベント会場ととらえて買受けを行えるようにした場合には、百貨店等のイベント会場で行う場合と同様に、不特定多数の方、例えば隣のマンションに住んでいる方からも買取りを行えるようにするというものを考えるべきである。ただし、当然に買受けを行う際には、取引の相手方の身分確認をすることは必要である。
- 個人にマンションのエントランスまで出てきてもらうようなケースであれば、イベント会場としてではなく、住所、居所の延長としても考えられるのではないか。
- 集合住宅のエントランスのスペースについては、居所の概念の拡大と考えると本人確認が十分なのかという懸念があるので、そうではなく、買受けのためのイベント会場としてそのスペースを活用するという形で考え、届出制にすることで、そこでの買受けを可能としてもよいのではないか。

ウ 簡易取消し制度について

- 簡易取消し制度を導入して、適切に運営している古物商が残るという形にしてもらいたい。また、許可の取消しの要件を明確にするとともに、苦情を広く集めることで、許可の取消しに速やかにつなげていくというような仕組みを作ることが重要ではないか。
- 簡易取消し制度を導入した場合においても、取り消された古物商の許可証はそのまま残ってしまうことから、その点について何らかの手当てを考えていく必要があるのではないか。
- 一旦規制改革ということで更新制を廃止しているので、更新制を復活させるとなると、よほどの防犯上の理由が必要であり、他の取り得る改革も行った上でないと、一般論としてとても難しいと思う。この簡易な取消し制度だけでは不十分だという意見があるようだが、この制度の導入は後退ではなく前進だと思う。

エ 暴力団排除について

暴力団排除条項の導入については、特段意見は出ず、全委員が賛同した。

オ フリマアプリにおける古物取引について

- ヒアリングで、フリマアプリの運営業者が、古物競りあっせん業者の努力義務と同等の自主的な取組を今後進めていくという説明を受けたが、本人確認、不正品発見時の警察への申告、帳簿記載といった古物商の義務を、今後ますます増えていくであろうフリマアプリの運営業者に対しても、原則として求めるべきではないかと考えており、まずは、フリマアプリの運営業者に古物競りあっせん業者と同様の規制をかけるべきではないかと考える。
- 犯罪が発生したときに事後追跡が可能であるということは極めて重要であるため、記録の保存期間を十分に確保するようフリマアプリの運営業者には検討していただきたい。
- 全ての人が全く規制なしでいいと思っていないというのは事実だと思うが、まず自主規制をきちんとしてもらい、それに実効性がないということであれば、法的な対応を行うというようにすべきである。
- 法律で規制してしまうと、その後の技術革新などで法で規定した内容が不十分だということになった場合に、直ちに対応できなくなってしまうおそれがあるが、自主規制であれば、柔軟に対応していけるという大きなメリットがある。
- 法律で規制すべきという考えもあるが、いたずらに枠をはめてしまうということがいいのかという考えも確かにある。
- フリマアプリの運営業者から説明のあった新しい技術を用いて不正行為対策を進めていくということは大いに歓迎すべきことであり、また、このような不正行為対策について業界等において議論を進めていただきたい。
- 自主規制を効果的にしていくために、業界団体等において意見交換のような場を設けて検討していくべきという意見には賛同できる。
- 犯罪防止の観点からの実効性を考慮すると、自主規制に当面委ねるのか、法規制を行うべきなのかという判断は、警察に任せるべきではないか。
- 大手の事業者以外が自主規制を行わない、あるいは表面上行っているように見せかけるということのないようにしなければならず、対応が不十分と認められる事業者にどのように対応していくのかという点も検討していく必要があるのではないか。
- 各社いろいろと自発的な対策を行っているという状況にあるので、これら自主的な取組の効果をとりあえず見守るという形で考えてはどうか。
- 努力義務については、ほとんどの事業者がきちんと守っているということであれば、このまま努力義務にしておくということであって、多くの事業者が完全にこれを無視するという状況になれば、法による規制という方向に進むのだと思う。また、自主規制は努力義務よりさらに緩やかであるけれども、同じように、自主規制だから守らないという事業者が横行し、全く犯罪の抑止効果がないということであれば、当然法規制を行うことになると思う。

カ その他

- 本人確認義務について、古物競りあっせん業者による出品者の本人確認は努力義務にとどまっているが、古物商は法律で非対面取引時の買取りの相手方の本人確認方法が厳格に求められていることから、事業環境の公平性の観点から疑問であり、古物競りあっせん業者による本人確認は努力義務のままでいいのだろうかと思う。古物競りあっせん業者は、個人間の取引を仲介しているだけといっても、やはり非対面の取引に関与しているのであるから、取引に係る個人をしっかりと特定するとともに、不正品を排除する取組を行わなければ、今後も不正な取引はなくなるのではないか。
- 取引に係る本人確認に関する古物商と、インターネット・オークション事業者との非対称性については、イコルフッティングになるように考えて整理していくべきではないか。